三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山形県庁及び大石田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百九十号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第二条第一項の規定により、平成二十二年二月三日付けをもって次の農薬を登録し、同法第六条の七の規定により公告する。

平成二十二年三月一日

農林水産大臣　赤松　広隆

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
22576	クロチアニジン・フェンブロパトリン・メパニピリムエアゾル	ベニカXファインエアゾール	東京都中央区日本橋本町二丁目1番7号　住友化学園芸株式会社　代表取締役社長　富木一光
22577	クレトジム乳剤	セレクト乳剤	東京都中央区明石町8番1号　アリスタライフサイエンス株式会社　代表取締役　ルドルフ・ファンハウテン
22578	デスメディファム・フェンメディファム・メトラクロール乳剤	ホクサンベタダイヤA乳剤	札幌市中央区大通西八丁目1番地　北海三共株式会社　取締役社長　津田憲一郎
22579	イミノクタジン酢酸塩液剤	ホクサンベフラン液剤	〃
22580	グリホサートイソプロピルアミン塩液剤	ホクサンクサトリキング	〃
22581	ペンシクロン水和剤	ホクサンモンセレン顆粒水和剤	〃
22582	マンゼブ水和剤	ホクサングリーンペンコゼブ水和剤	〃

○経済産業省告示第三十八号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第四項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。

平成二十二年三月一日

経済産業大臣　直嶋　正行

番号	名称	住所	市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間
4985	有限会社青森グランドホテル	青森県青森市新町一丁目一番二十三号	平成二十二年一月十二日から平成二十三年一月十一日まで
4986	カネサン水産株式会社	東京都江戸川区臨海町三丁目三番二号	平成二十二年一月二十五日から平成二十三年一月二十四日まで
4987	クリーンテック株式会社	石川県羽咋郡宝達志水町南吉田ち二番地一	平成二十二年一月二十八日から平成二十三年一月二十七日まで
4988	株式会社ＳＫＳシステム	大阪府大阪市北区太融寺町八番十七号	平成二十二年一月十二日から平成二十三年一月十一日まで

○農林水産省告示第三百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年三月一日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　福島県二本松市杉沢字道海一二〇（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県庁及び二本松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第百十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年三月一日

国土交通大臣　前原　誠司

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

奥ノ谷川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成四年建設省告示第六百七十号で指定した第十六号に掲げる土地の区域を除く。）

三重県度会郡大紀町永会

字下切　八七九番地先河川敷　一号

八七九番　二号

三〇四六番　三号

三〇八六番　四号及び五号

三〇八八番　六号

九六三番　七号

九六二番　八号

字東ノ山　九八八番一　九号

字東切　三八七九番　十号

九八七番　十一号

三八八九番　十二号

三八九七番　十三号及び十四号

八七五番　十五号

三九一一番　十六号

八六六番　十七号

八六六番地先河川敷　十八号

○国土交通省告示第百十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年三月一日

国土交通大臣　前原　誠司

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

藤尾川支流

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

滋賀県大津市藤尾奥町

字大谷　壱〇九番　一号から四号まで及び七号から十七号まで

一〇九番一　五号及び六号

○国土交通省告示第百十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年三月一日

国土交通大臣　前原　誠司

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

倉谷川

二　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷

兵庫県朝来市生野町栃原

字柏山　一七九一番四六から一七九一番五〇まで　七〇五番　七〇八番一　七〇八番一地先無番地　七〇八番二及び七〇八番三　七〇九番　七一〇番二　七一一番　七一一番地先無番地　七一二番一及び七一二番二　七一三番一から七一三番三まで　七一四番一から七一四番三まで　七一五番及び七一六番　七一七番一

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から二十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

兵庫県朝来市生野町栃原

字柏山　一七九一番三七地先河川敷　一号から六号まで　七号　八号　九号　十号、十一号及び十五号から二十三号まで　十二号　十三号　十四号　二十四号及び二十五号　二十六号　二十七号

字坂本　七〇八番一　七〇八番一地先無番地　七〇八番二及び七〇八番三　七〇九番　七一〇番二　七一一番　七一一番地先無番地　七一二番一及び七一二番二　七一三番一から七一三番三まで　七一四番一から七一四番三まで　七一五番及び七一六番　七一七番一

字坂本　七一八番から七二〇番まで　七一六番　七一七番一　七一九番　七二一番四　七二一番二　七〇二番二

字柏山　一七九一番四六　七〇八番一地先無番地　七一五番　六九九番五